平成四年度	○・○八五
平成五年度	○・○六八
平成六年度	○・○五四
平成七年度	○・○四七
平成八年度	○・○四七
平成九年度	○・○四六
平成十年度	○・○二七
平成十一年度	○・○二一
平成十二年度	○・○二一
平成十三年度	○・○二一
平成十四年度	○・○二一
平成十五年度	○・○二一
平成十六年度	○・○二一
平成十七年度	○・○二一
平成十八年度	○・○二一
平成十九年度	○・○一八
平成二十年度	○・○一八
平成二十一年度	○・○〇四
平成二十二年度	○・○〇四
平成二十三年度	○・○〇四
平成二十四年度	○・○〇四

（国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第十一条　国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十四年政令第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表を次のように改める。

平成十六年度	○・一〇九
平成十七年度	○・○八九
平成十八年度	○・○七一

平成十九年度	○・○五五
平成二十年度	○・○四一
平成二十一年度	○・○二八
平成二十二年度	○・○一六
平成二十三年度	○・○○七

（死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律施行令の一部改正）

第十二条　死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百八十号。附則第五条において「死刑再審無罪者特例法施行令」という。）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一　（第二条関係）

昭和三十六年度	八・六七九
昭和三十七年度	八・一七四
昭和三十八年度	七・六九六
昭和三十九年度	七・二四三
昭和四十年度	六・八一三
昭和四十一年度	六・四〇六
昭和四十二年度	六・〇二〇
昭和四十三年度	五・六五四
昭和四十四年度	五・三〇七
昭和四十五年度	四・九七八
昭和四十六年度	四・六六六
昭和四十七年度	四・三七一
昭和四十八年度	四・〇九一
昭和四十九年度	三・八二六
昭和五十年度	三・五七四
昭和五十一年度	三・三三六
昭和五十二年度	三・一一〇